

(別紙1)

論文の内容の要旨

論文題目

Siam's 'Chim Kong' Sending Tributary Missions to China-A Study of the Diplomatic Aspects of Sino-Siamese Relations during the Thonburi and Early Rattanakosin Periods (1767-1854)

(シャムの Chim Kong, 対中朝貢使節派遣～トンブリー朝、初期ラタナコーシン朝におけるシャム・中国関係の一断面)

氏名 増田えりか

本論文は、1767年のアユタヤ崩壊後から、19世紀半ばの対中国朝貢使節廃止にいたる間のシャム宮廷の対中外交観を、シャムの対中外交の態様を通じて考察したものである。前近代シャムの王権にとって、対中朝貢貿易がもっていた経済的意味については、すでに多くの先行研究がある。しかしながら、これまでその資料はもっぱら漢文資料による中国側の見解に限られ、かつシャムの対中外交はもっぱらジャンク交易による利益のために、中華帝国の世界観の中に自ら包摂されていたものとする単純な議論に終始してきた。このために、シャムの対中外交をシャムの政治史の中に位置づけ、シャムの主体的な選択として意義づける視点に欠けていた。本論は、これまでの中国資料にかたより、また経済的側面だけを重視した研究の欠陥をただすために、これまで利用されることのなかった公開、未公開の大量のシャム、中国双方の資料を比較検討し、相互の理解の錯誤を指摘し、シャム固有の対中認識を解明しようとする。

第1章では、アユタヤ末期の対中交渉の特色について述べる。アユタヤ朝末期のバンブルルアン王朝には、華人または華裔の宮廷官人が多く重用された。しかし、シャム王室にと

って華人の臣下は、国際港市アユタヤに多かったさまざまな地域から渡来した外国人の類にしかすぎず、朝貢をしている中華帝国出自の特権的外人とはみなされなかった。

第2章では、ビルマの侵入によるアユタヤ崩壊後、新しく即位した華人2世のタークシン王（在位1767-1782）期における対中交渉の変化について議論する。アユタヤ朝の解体により、中国シャム間のこれまでの朝貢秩序は解体する。タークシンの襲位と従来の朝貢関係の継承はきわめて困難であった。しかし、タークシンはタイ湾から広州にいたるルートの確保をめざし、このために対中外交折衝を必要とした。この仲介として華人商人層を積極的に利用した。この時期にタークシン側の記録にchim kongという名辞が出現する。chim kongは、漢語の進貢の音をとったものだが、1781年のタイ語国書では、chim kongは中国への臣従儀礼を意味せず、単に中国に使節を派遣するという意でしか用いられていない。タイ語の国書は、基本的に両国を対等とし、中国を一外国とする観念からのみ、記されている。中国側が、傲慢ともいえるこの国書を受納したのは、広東での中国語訳において、華人商人や訳語者により、朝貢秩序に適合するべく、意図的な改変が行われたゆえである。一方、中国の封臣として認証されたにもかかわらず、タークシンはその臣下によって、処刑される。中華帝国の政治的権威は、シャムの王権の正統性にまったく影響を与えていない。タイの対中外交認識は、中華帝國的秩序に対し独立的である。

第3章では、ラーマ1世（1782-1809）期からラーマ2世（1809-1824）期までの、ジャンク交易最盛期の対中外交について議論する。ラーマ1世は自らタークシンの息子であり、正規な後継者をとらなうって、中国の承認を受け、タークシンの対中外交の枠組みを断絶することなく、ラタナコーシン朝の対中外交に接続する。ラタナコーシン朝はタイ湾一南シナ海交易の主宰に成功し、ジャンク交易の最盛期を生み出した。この交易秩序の維持のために、中国側も、篡奪者ラーマ1世の政治的正統性を問うことも、ラーマ1世のタイ語国書の外交的非礼を問題とすることもない。トンブリから初期ラタナコーシン朝までのシャムは中華帝国の世界秩序理念には、まったく無関心であった。ラーマ2世の治世では、タイ語国書の形式は、おそらくは華人宮廷人の影響で、より、公式的で洗練されたスタイルをもつようになったが、シャム側の認識である対中対等関係の基調は変わるところがない。

第4章では、アヘン戦争時期を中心に、ラーマ3世（1824-1851）期におけるシャムの対中外交の変化について考える。シャムは、当時、華人商人などによって比較的、アヘン戦争に関する情報を把握していた。しかし、南京条約によって、広東貿易の独占的な利益が大きく減少している時期においても、ジャンク交易観の基調には大きな変化がなかった。こ

の時期の派遣使節たちは、アヘン戦争の敗北や太平天国の混乱による中華帝国の政治的権威の失墜よりも、祭式、都市景観、手工芸品などその文化的な表現に魅せられ、遣使の帰路に王室のための土産を購入するなどしている。その一方で、タイ国内では、華人によるアヘン販売の盛行や、また華人暴動の問題が生起し、シャムの治安に大きな影響を与え、政府は増大する華人集団への警戒を強めている。

第5章では、進貢に代表されるシャムの対中交易システムが大きく変更するラーマ4世(1851-1868)期について叙述する。ラーマ4世は1851年の即位に際し、南京条約後のジャンク交易の衰退にもかかわらず、前代と同じくchim kong使節を清朝に送り、また同様に中国側の儀礼に大きな関心を寄せている。しかし、太平天国の混乱により使節派遣が困難になったこと、また1855年のポウリング条約(英-シャム通商条約)の締結により、シャムの対外関係の重心は、急速に欧米諸国に移行していった。中国の朝貢システムへの参入によって、交易利益を得た時代は終焉を迎えた。これと同時にchim kongのもった意義、とくにその政治的側面は、シャムの歴史的記憶の中から忘れ去られていった。

以上によって、初期ラタナコーシン王朝の対中外交観が、具体的なイメージをもって明らかになった。国際情勢を熟知し、開明的専制君主であったラーマ4世でさえ、その治世当初には、守旧的とされるラーマ3世と同じくchim kongに疑義を感じなかった。シャム中心主義の政治観念は、中華帝国の国際秩序観念についてまったく無関心であった。ラーマ4世もその例外ではない。シャム側にとっては、両国は常に対等の外交関係にあるとみなされ、進貢を意味したchim kongも、便宜的な儀礼として理解されていたのである。中国側もこのシャムの対中外交観を認識していたにもかかわらず、これを許容してきた。アユタヤ末期以来、100年にわたって、この許容が維持されたのは、第一には、仲介する華人商人や広東の訳語者による国書の書き換えの結果であり、第二には、シャム側諸使節のおどろくほどに素朴な、中国式儀礼や都市への手放しの評価である。

ラーマ4世は、chim kongの廃止の理由として、chim kongは朝貢の意であり、独立国家としては恥ずべきことと表明している。しかし、chim kongという語のもつ政治性にまったく無関心であり、これを屈従とは理解しなかったシャム前代の王たちには、chim kongは恥ずべきこととは考えられていなかったのである。